

株式会社エムウインズ八竜「(仮称) 八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年12月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について、株式会社エムウインズ八竜に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場所：秋田県山本郡三種町及び男鹿市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大 36,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計画段階環境配慮書受理	令和元年10月 4日
環境大臣意見受理	令和元年12月 9日
経済産業大臣意見発出	令和元年12月23日

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	令和2年 6月 10日
住民意見の概要等受理	令和2年 8月 7日
秋田県知事意見受理	令和2年10月22日
経済産業大臣勧告発出	令和2年12月 2日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

株式会社エムワインズ八竜「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価方法
書」に対する勧告内容

1. 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スウィッシュ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)